

4 財政援助団体等監査

都が交付している補助金等が、補助目的に沿って使われているか、出資している団体が、出資目的に沿った運営をしているかなどを監査しました。

平成 2 1 年は、補助金等交付団体、出資団体（都が資本金等の 2 5 % 以上を出資している団体）及びその所管局について、平成 1 9 年度及び平成 2 0 年度の事業を対象として監査を行いました。

監査の結果、3 8 件の指摘及び 3 件の意見・要望を行いました。

監査実施団体数及び指摘等の件数は、以下のとおりです。

監査実施団体内訳と指摘等件数

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	指摘等件数
補助金等交付団体	2 , 8 6 5	1 6 3	2 0
出資団体	5 0	1 5	2 1
合 計	2 , 9 1 5	1 7 8	4 1

主な指摘、意見・要望事項は、以下のとおりです。

▶ 補助金申請の算定における妥当性・公平性を確保すべきもの

福祉保健局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱に基づいて、身体障害者更生施設の運営等に要する費用の一部を補助しています。

そのうち、「障害者等雇用加算」は、「雇用時間」に応じて算定される項目ですが、法人により「雇用時間」の算定根拠となる有給休暇、超過勤務、出張時間等の算定方法に差異がある事例が認められました。

そこで、局に対し、補助金の交付に当たっては、算定方法を統一したうえで、法人への周知を徹底することにより、適正に審査を実施することを求めました。

(指摘事項 福祉保健局)

▶ 財産に係る帰属について、都と協定を締結し、明確な取扱いをすべきもの

株式会社東京スタジアムは、メインスタジアム、セカンドフィールド及び商業施設を都から借り受け、施設や広告スペース等の貸し出しを行うことにより、収益を得ています。

これらの施設は、経年変化に伴う改修や経営上の観点からの設備の増設が必要であり、会社は毎年、改修等を行っています。

しかしながら、会社が改修等により取得した財産の帰属について見たところ、都と会社の間で明確な基準がない状況となっていました。

そこで、会社が取得した財産の帰属について、速やかに都と協定を締結し、明確な取扱いをするよう求めました。



メインスタジアム(味の素スタジアム)

(指摘事項 都市整備局・株式会社東京スタジアム)

